



2023年1月11日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 ハイスプレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

連結子会社および孫会社に対する仲裁判断に関するお知らせ

当社は、2018年12月25日に当社連結子会社（孫会社）である中国現地法人 Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd.（以下「OSZ」）と当社連結子会社Olympus (China) Co., Ltd.（以下「OCH」）が Shenzhen YL Technology Co., Ltd.（以下「YL」）と締結した増資契約（以下「本増資契約」）に関する仲裁において、2022年12月26日に中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会（以下「CIETAC」）が仲裁判断（以下「本仲裁判断」）を下し、2023年1月3日にOSZとOCHが本仲裁判断を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

2018年12月25日付適時開示「連結子会社（孫会社）の持分譲渡に伴うその他の収益の計上見込みに関するお知らせ」および、2019年6月28日付適時開示「（開示事項の変更）連結子会社（孫会社）の持分譲渡時期の延期に関するお知らせ」、2020年1月20日付適時開示「（開示事項の経過）連結子会社（孫会社）の持分譲渡の中止に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社は当社連結子会社であるOCHが保有する中国・深圳市にある当社の中国現地法人OSZの持分全部をYLに対して譲渡（以下「本持分譲渡」）することに関する契約（以下「本持分譲渡契約」）を締結しておりましたが、本譲渡の前提条件が満たされなかったため、2020年1月20日に本譲渡契約は解除されました。

一方、本譲渡契約では、まずYLがOSZの増資を引き受け、その後OCHが保有する残りの持分を買い取る方法で本譲渡を行うことが定められていたため、本譲渡契約の一部として、OCHとOSZ、YLの3者間で本増資契約が別途締結されていました。

そこで、YLは原告として、2021年10月11日に被告であるOSZを相手取り、本増資契約の継続などを含む本仲裁を申し立てました。その後、2021年12月27日にOCHは第2被申立人として本仲裁に参加しました。

YLの仲裁請求は以下のとおりです。

- (1) OSZとOCHに対し、本増資契約の継続を命じる。
- (2) YLがOSZの17.9775%の株式を保有する株主であることを確認するよう命じる。
- (3) OSZおよびOCHが、深圳市市場监督管理局において直ちに増資に係る会社登記の変更手続を行い、YLをOSZの17.9775%の株主として登記すること（これに伴う株主名簿及び出資

証券の変更、取締役の交代、定款の再発行を含む)を命ずること。

- (4) OSZとOCHに、本仲裁で発生した仲裁費用、財産保全費用(5,000円)、財産保全のための保険料(160,000円)を負担するよう命ずること。

一方で、OSZとOCHはYLの主張を不服とし、仲裁において以下の反訴を提起しました。

- (1) YLに対し、仲裁で発生した弁護士費用及びその他の合理的な費用(700,000円)をOSZとOCHに補償するよう命ずる。
- (2) YLに反訴の仲裁費用を負担させる。

2. 本仲裁判断の概要

本仲裁判断は、YLの仲裁請求のうち(1)と(4)を支持し、YLの仲裁請求のうち(2)と(3)は棄却しました。また、OSZとOCHの反訴はすべて棄却されました。本仲裁判断の内容は以下のとおりです。

- (1) OSZとOCHは本増資契約を具体的に履行すること
- (2) OSZとOCHは、YLに対し、財産保全費用として5,000円、財産保全のための保険料として160,000円を支払うこと
- (3) OSZとOCHは、YLに対し、仲裁費用として2,621,550円を支払うこと。なお、YLが前払いしたYLの仲裁費用(20,000円)はYLに返却され、OSZの反訴のための仲裁費用(25,550円)とOCHの反訴のための仲裁費用(13,550円)はそれぞれOSZとOCHが負担し返却されないものとする
- (4) YLのその他の請求は棄却する
- (5) OSZとOCHのすべての反訴を棄却する

上記支払いについて、OSZとOCHは、本仲裁判断発行後20日以内(2023年1月15日まで)に支払うものとする。

本仲裁判断は最終的なものであり、発行日より有効となります。

本仲裁判断は、本増資契約の具体的な履行を命じたものの、株主の地位の確認と会社登記の変更手続きの処理に関するYLの主張を支持するものではありませんでした。また、本増資契約は会社登記の変更手続き以前の関連手続きを定めており、それは引き続き当事者に対して拘束力を有するとしました。したがって、YLは、OSZの株主としての地位を取得する前に、4億円の出資を引き受け、増資契約に規定されたその他のすべての条件を遵守することを含む義務を履行する必要があります。

3. 今後の見通し

当社は、現在、本仲裁判断の内容を精査中ですが、連結業績への影響は軽微と考えています。今後開示すべき事象が発生した場合には速やかに開示します。

以上